

障教部ニュース

2010年9月2日 発行

<2010年度文科省交渉>

全教障教部の「豊かな障害児教育を前進させるための要請書」にもとづく文科省交渉が、8月2日文科省内において行われました。要請項目および回答は以下のとおりです。

1. 特別支援学校・学級、通級指導教室などの劣悪な教育条件を早急に改善してください。

特別支援学校の過大・過密の異常な実態が放置されないよう、施設・設備の最低基準を定める学校設置基準を定めて下さい。

教職員定数の矛盾が深刻になっている特別支援学校小学部の定数基準を改善するとともに、特別支援学級の学級編成を小学校では低学年と高学年で、中学校では学年ごとに編成できるようにしてください。

全国的に臨時採用教職員が激増している実態を把握し、改善してください。

通級指導教室をすべての小中学校に設置し、教員加配をすすめてください。

【回答】 近年知的障害特別支援学校を中心に児童・生徒数が激増していることは認識している。H20年3月文科省内に大規模狭隘化に関する相談窓口を設け、通知を発出し改善を促してきた。国としての施設費や教職員配置について予算の補助をしている。学校設置基準については、対象となる児童生徒の障害の実態や地域の状況が多様であることをふまえ柔軟な対応を可能にするよう基準を設けないこととしている。設置者の責任において適切に対応されるべきものと考えている。

特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準は8人、6人、重複学級については3人となっている。H13年度の地方分権化に際し、各都道府県の判断で基準を下回る学級編制ができるようになった。標準法による数は都道府県の総数を示すものであり、学校毎の配置は都道府県に委ねられている。児童生徒の実態に応じて特別支援教育について余分に配置できるしくみになっており、そのように扱われているものと考えている。



【意見】 東京、大阪、埼玉の障害児学級の実態を資料に基づいて詳細に解説。小学校で低学年と高学年で学級の編制をわける必要性と、現在の8人で1学級の基準が、実態にまったく合わなくなっている状況を明らかにしながら、中教審の提言をうけ現在すすめられている概算要求に向けた検討において特別支援学級の改善を必ずすすめるよう強く訴えました。

埼玉の特別支援学校の職員室や会議室の様子を写真を示しながら、大規模化の中で学校がどんなことになっているのか説明しました。愛知に見るように80学級以上校が生まれている背景に、学校設置基準がないことがあること、柔軟な対応は保障されるべきだが、最低基準は設けるべきであることを訴えました。

2. 障がい者制度改革推進会議の提言を踏まえた「教育改革」を実行するにあたっては、障害のある子どもたちの最大限の発達を保障する立場ですすめてください。

障害児教育改革の目的に、「人間の多様性を尊重」「精神的・身体的な能力を可能な最大限まで発達」「自由な社会に効果的に参加」を貫いてください。学習・発達保障の条件整備がすすまない中で、「通常学級に在籍することを原則」「本人・保護者が望む場合に限定した特別支援学校・学級在籍」などの制度改革が画一的に先行しないようにしてください。

通常学級に限定することなく、特別支援学校・学級の劣悪な現状を改善するために、教職員配置、施設・設備の整備推進のための計画を策定してください。

子どもたちの成長に大きな役割を果たしている固定式の特別支援学級、寄宿舎をなくさないでください。

【回答】 障害者権利条約の締結に必要な我が国の障害者にかかわる制度の集中的な改革を行うため障がい者制度改革推進本部及び障がい者制度改革推進会議が設置された。6月9日には第一次意見が出され、6月29日には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めて今日しく制度の在り方について検討をすすめている。7月12日には中教審初等中等教育部会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設けて検討がすすめられている。

教職員配置については、H23年以降の計画的な検討のためのヒアリングをすすめた。7月26日には中教審の提言が出され、8月中に方向を出す。40人学級から少人数学級化の問題が報道されているが、ここで内容について申し上げられる段階ではないが特別支援学級についても検討中である。

施設設備については教室不足解消のために財政補助をしている。補助率は1/2であり、都道府県立については5.5/10になっている。設備についてはH17年度より一般財源化され、地方交付税で措置されている。

【意見】 第一次意見で通常学級在籍が原則などの方向が出されているが、就学にあたっては「親の選択権」と「子どもの最善の利益」が両立されなければならないし、「通常学級在籍が原則」の中で、特別支援学校や特別支援学級が例外扱いとなり教育条件の計画的な改善がすすまないようなことがあってはならない。

7月26日の推進会議で、藤井議長代理は「これではダブルスタンダードになる。子どもを真ん中に、知恵を出し合って建設的な合意形成を」と会議をまとめた。特別支援教育の到達点を踏まえた検討を進めることは重要だが、通常学級においても特別支援学校、学級においても障害児の権利という側面からはまだまだたくさんの課題がある。今回の論議が障害児の教育をしっかりと前進させるものとなるよう検討をすすめてほしい。

3. 通常学級における特別支援教育を充実させるための条件整備をすすめてください。

通常学級で特別支援教育を充実していくために、学級編制と教員定数の計画的改善をすすめてください（1クラス20人前後の学級編制、コーディネーターの専任化、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの必要に応じた配置など）。

特別支援教育支援員を増員し、高等学校まで配置を広げると同時に、劣悪な状況にある賃金、身分を改善してください。

今回の文科省要請では、中教審の学級編制及び教職員定数改善の提言が出され特別支援学級の編制基準のあり方が具体的な検討課題になり、障がい者制度改革推進会議と中教審特別委員会の論議が重要局面を迎えた情勢の中で、課題を絞った意見のやり取りがされました。